

公立陶生病院組合看護修学資金貸与規則

(趣旨)

第1条 この規則は、助産師の養成施設に在学する者で、公立陶生病院組合の職員で看護師の免許を取得している者（以下「在学看護師」という。）又は助産師の養成施設若しくは看護師の養成施設を卒業後、直ちに公立陶生病院（以下「病院」という。）の助産師若しくは看護師（以下「看護師等」という。）として勤務しようとする者に対して貸与する修学資金（以下「修学資金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、養成施設とは保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第20条第1号若しくは第21条第1号の規定に基づき文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして文部科学大臣の指定した学校、同法第20条第2号若しくは第21条第2号の規定に基づき文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして厚生労働大臣の指定した助産師養成所若しくは看護師養成所をいう。

(貸与の契約)

第3条 管理者は、職員看護師又は養成施設に在学する者で卒業後、直ちに病院の看護師等として勤務しようとする者からの申請により、その者に無利息で修学資金を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

(修学資金の貸与額)

第4条 修学資金として1月に貸与する月額は、次のいずれかに該当する額とする。

- | | | |
|----------------------------|----|---------|
| (1) 助産師の養成施設に在学する在学看護師の貸与額 | 月額 | 70,000円 |
| (2) 養成施設に在学する者で前号以外の者の貸与額 | 月額 | 50,000円 |

(貸与申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「貸与希望者」という。）は、看護修学資金貸与申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 身上調書（第2号様式）
- (3) 在学証明書
- (4) 保証人となるべき者の保証書（第3号様式）

(貸与方法)

第6条 修学資金は、貸与の決定により定められた月から在学している養成施設を卒業

する日の属する月までの間、原則、毎月貸与するものとする。

(保証人)

第7条 貸与希望者は、保証人を2人立てなければならない。

2 前項の保証人のうち1人は、貸与希望者の父又は母でない者で、一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営んでいるものでなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合には、この限りでない。

3 保証人は、修学資金を受ける者と連帯して修学資金の返還の債務を負担しなければならない。

(選考)

第8条 修学資金を貸与する者の選考は、第5条の規定により提出された書類の審査等により行なうものとする。

(誓約書)

第9条 修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「貸与者」という。）は、速やかに誓約書（第4号様式）を管理者に提出しなければならない。

(貸与契約の解除及び休止)

第10条 管理者は、貸与者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その契約を解除するものとする。

- (1) 退学した場合
- (2) 留年または再実習となった場合
- (3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められる場合
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退した場合
- (5) 当院の採用試験で採用されなかった場合
- (6) 死亡した場合
- (7) 前各号に定める場合のほか、管理者が特に必要があると認めた場合

2 管理者は、貸与者が休学し又は退学の処分を受けた場合、休学し又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行なわないものとする。この場合、修学資金の貸与を行なわない期間において、既に貸与された修学資金がある場合は、当該修学資金は、貸与者が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

(借用証書)

第11条 修学資金の貸与者は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに借用証書（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。ただし、貸与を受けた修学資金を返還した場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定により修学資金の貸与の契約を解除された場合

(2) 養成施設を卒業した場合

(返還の債務の免除)

第12条 管理者は、貸与者が次のいずれかに該当するに至った場合には、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 第4条第1号に規定された貸与額を受けている在学看護師が助産師養成施設を卒業し、助産師の免許取得後、直ちに助産師として病院に勤務し、修学資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間引続き助産師として勤務した場合

(2) 第4条第2号に規定する貸与額を受けている者が養成施設を卒業し、看護師等の免許取得後、直ちに看護師等として病院に勤務し、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間引続き看護師等として勤務した場合

(3) 第1号又は第2号に規定する勤務の期間において、公務上の理由により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため退職した場合

(4) 前各号に定める場合のほか、管理者が特に必要があると認めた場合

2 前項第1号又は第2号の場合において、病院に看護師等として勤務した後、病気等管理者がやむを得ないと認める理由により勤務できなくなり、その理由がなくなつた後、直ちに勤務した者の期間の計算については、先に勤務した期間は、後の勤務した期間に引き続いたものとみなす。

(債務免除申請)

第13条 前条の規定により、修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書（第6号様式）を管理者に提出しなければならない。

(返還)

第14条 修学資金の貸与者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その理由の生じた日から1月以内に貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

(1) 第10条第1項の規定により、修学資金を貸与する旨の契約が解除された場合

(2) 公務外の理由により死亡した場合

(3) 修学資金の返還の債務の免除を受ける前に、病気等管理者がやむを得ないと認める理由がある場合を除き退職した場合又は病気等管理者がやむを得ないと認める理由により看護師等として勤務しなかつた場合において、その理由がなくなつた後、直ちに病院に看護師等として勤務しなかつた場合

(4) 修学資金の貸与を受けて養成施設を卒業後に助産師免許又は看護師免許を取得し、免許取得した日から起算して1月以内に病院に看護師等として勤務しなかつた場合

(5) 修学資金の貸与を受けて養成施設を卒業した日の属する月から起算して1月以内に助産師免許又は看護師免許を取得しなかつた場合

(返還の猶予)

- 第15条** 管理者は、修学資金の貸与者が、災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認める場合は、返還を猶予することができる。
- 2 前項の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする場合は、返還猶予申請書(第7号様式)を管理者に提出しなければならない。

(延滞金)

- 第16条** 修学資金の貸与者が第14条の規定による返還期日までに返還しなかつた場合は、返還期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を納付しなければならない。

(届出)

- 第17条** 貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、直ちにその旨を管理者に届出なければならない。
- (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) 退学した場合
 - (3) 留年または再実習となった場合
 - (4) 修学に耐えない程度の心身の故障を生じた場合
 - (5) 休学、又は退学の処分を受けた場合
 - (6) 復学した場合
 - (7) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更が生じた場合、保証人が死亡した場合又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない理由が生じた場合

(その他)

- 第18条** この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与について必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第4条第2号の改正規定は平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

看護修学資金貸与申請書

年 月 日

公立陶生病院組合管理者 様

住 所

氏 名

㊞

年 月 日生

下記のとおり公立陶生病院組合看護修学資金を貸与してください。

記

1 貸与を希望する金額 1月につき 円

2 貸与を希望する期間 年 月から

卒業する日の属する月まで

3 在学している養成施設の名称、所在地

(1) 名 称

(2) 住 所

4 入学年月日 年 月 日

5 卒業予定年月日 年 月 日

第2号様式（第5条第2号関係）

身 上 調 書

年 月 日

公立陶生病院組合管理者 様

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日生

家 族 の 状 況 等

続 柄

氏 名

年 齢

備 考

父

母

本 人

第3号様式（第5条第5号関係）

保 証 書

年 月 日

公立陶生病院組合管理者 様

保証人住所
本人との関係
氏 名

年 月 日生
⑩

保証人住所
本人との関係
氏 名

年 月 日生
⑩

下記の者が修学資金の貸与を受けましたうへは、その連帯保証人となり、公立陶生病院組合看護修学資金貸与規則に従い、修学資金の返還の債務を履行することを保証します。

記

在学している
養成施設名

住 所
氏 名

年 月 日生

(添付書類)

保証人の印鑑証明

第4号様式（第9条関係）

誓 約 書

年 月 日

公立陶生病院組合管理者 様

住 所

氏 名

年 月 日生

⑩

保証人住所

氏 名

⑩

保証人住所

氏 名

⑩

私は、修学資金の貸与を受けるにつきまして、公立陶生病院組合看護修学資金貸与規則を守り、学業に励み、卒業後は直ちに公立陶生病院に勤務することを誓います。

なお、公立陶生病院組合看護修学資金貸与規則第14条に規定された修学資金の返還の債務が生じたときは、返還期日までに確実に返還します。

保証人は、返還の債務を本人と連帯して負担します。

借 用 証 書

年 月 日

公立陶生病院組合管理者 様

住 所

氏 名

年 月 日生 ^⑩

公立陶生病院組合看護修学資金貸与規則により、下記のとおり公立陶生病院組合看護修学資金を借用しました。

記

1 借用額 月 額 金 50,000 円

2 貸与期間 平成 年 月 から 年 月まで

借 用 証 書

年 月 日

公立陶生病院組合管理者 様

住 所

氏 名

年 月 日生 ^⑩

公立陶生病院組合看護修学資金貸与規則により、下記のとおり公立陶生病院組合看護修学資金を借用しました。

記

1 借用額 月 額 金 70,000 円

2 貸与期間 平成 年 月 から 年 月まで

修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

公立陶生病院組合管理者 様

住 所

氏 名 ⑩

(連帯保証人)

住 所

氏 名 ⑩

(連帯保証人)

住 所

氏 名 ⑩

公立陶生病院組合看護修学資金貸与規則第13条の規定により、修学資金の返還の債務を免除してください。

免除を受けようとする額	円	
養成施設卒業年月日	年	月 日
免許取得年月日	年	月 日
看護業務に従事した期間		
看護職員の種別	勤務先の名称	勤務期間
		年 月 日から 年 月 日まで
その他の理由		

返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

公立陶生病院組合管理者 様

住 所

氏 名

印

公立陶生病院組合看護修学資金貸与規則第15条第2項の規定により、下記のとおり修学資金の返還を猶予してください。

記

1 貸与額

円

2 猶予を受けようとする期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 猶予を受けようとする理由